

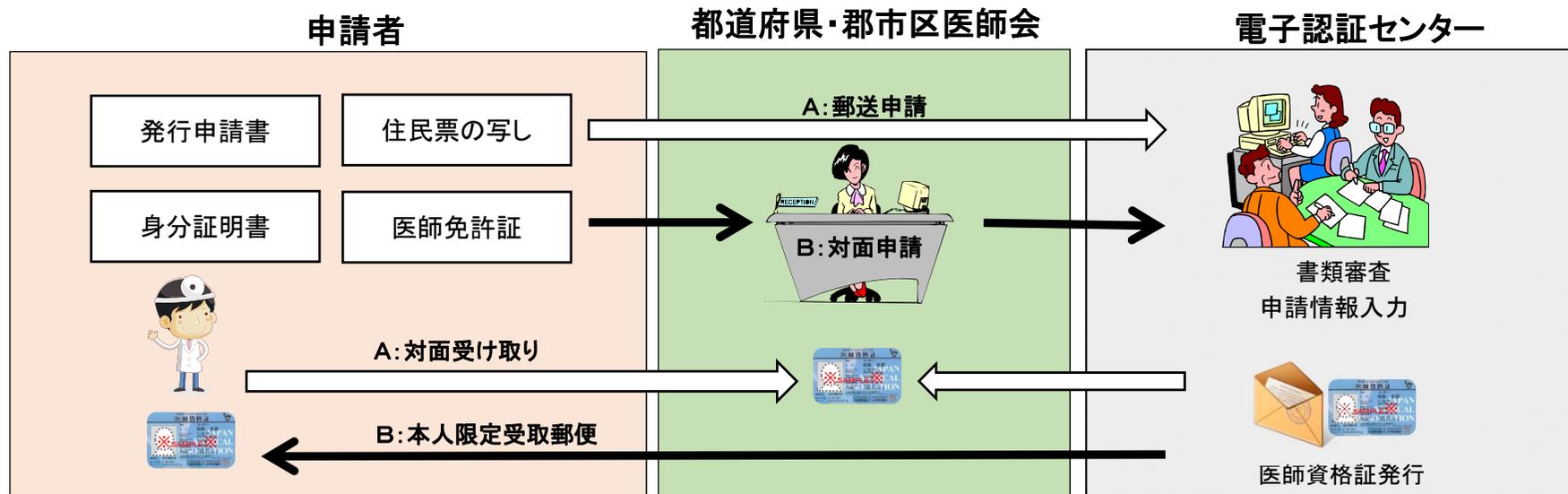
## 熊本地震に対する医師資格証の対応について

1. 被災者健康支援連絡協議会において、厚生労働省等の関係省庁に対して被災地で医師資格証の提示があった場合、医師の身分証明書として使えることおよび支援活動（薬の受渡し、被災地の通行、ガソリンの給油）に関して優先を実施してもらえるよう、通知発出の依頼をしたい。
2. 医師資格証の発行に関して、**JMAT** 派遣時に携行してもらうことを想定し、臨時措置として、申請書と顔写真付き身分証明書のみで発行する簡易発行を実施する。また、申請書のメール添付のような方法での申請も受け付ける。ただし、6 ヶ月以内に、所属郡市区もしくは都道府県医師会で、医師免許証原本の提示および住民票の提出を求める。6 ヶ月以内に提示等がない場合は、電子証明書を失効すると共に返却を求める。
3. **JMAT** 派遣時に医師資格証を携行する場合、臨時措置で発行しても、どうしてもタイムラグ（最大4日）が生じるため、出発予定日の5日前までに申請が来た場合について発行し、携帯するためのネックストラップと共に追跡可能郵便（簡易書留等）で申請者本人に送付する。  
なお、医師資格証の送付と同時に、参考程度の枚数になるが、**JMAT** カードも同封して送ることを検討中。

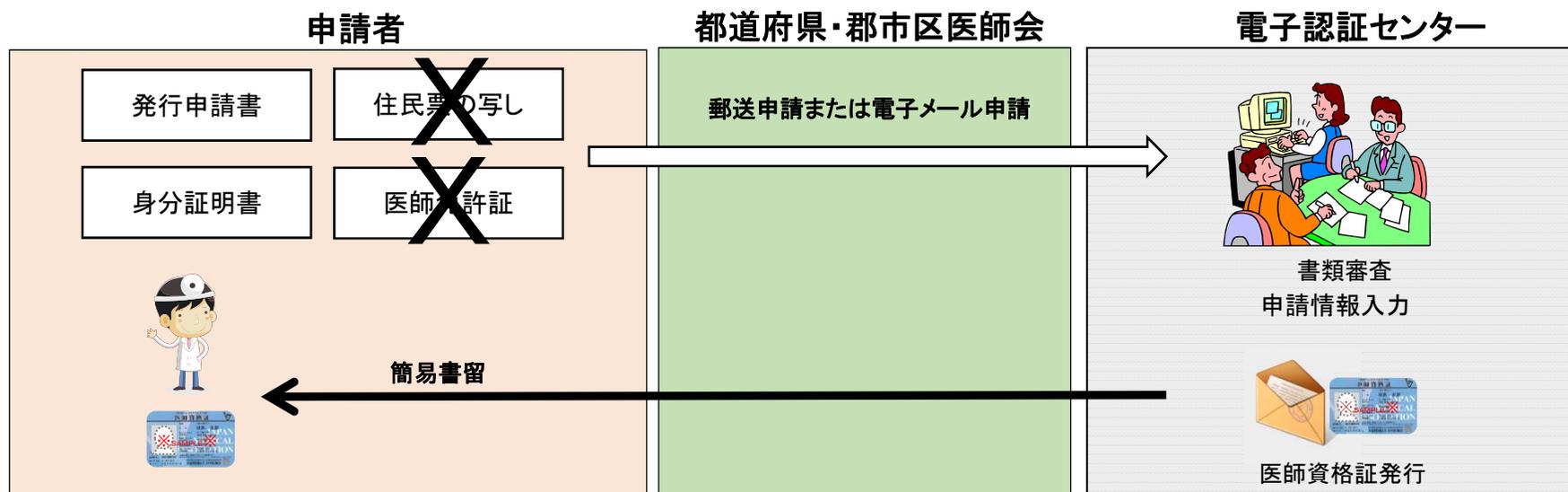
# JMAT対応の医師資格証申請(臨時措置)

【別紙】

通常の申請方法



JMAT対応臨時措置



6ヶ月以内に 医師免許証 と 住民票の写し を確認する